

「避難行動要支援者名簿」を知っていますか？

災害時の避難に支援が必要な方（避難行動要支援者）を登録した名簿です。

多賀城市では「多賀城市避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例」に基づき、お住いの地域への情報提供を拒否した方以外の「避難行動要支援者名簿」を自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員に提供し、常日頃から地域で名簿を活用して、支援を必要とする人の把握、声掛け、見守り活動に役立てます。

災害の発生時、又は発生するおそれがある場合には、市で保管している名簿情報の提供を拒否した方を含めた避難行動要支援者全員の名簿情報を自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員に加えて、警察や消防などに提供できる体制を整えています。

情報の提供に同意した方も、日頃からのご近所付き合い、地域の催しへの積極的な参加を通じ、顔の見える関係を作って、支援をしたり、支援を受けやすい環境をつくるのが大切になります。

なお、災害時には、支援活動を行う人やその人の家族の安全が確保されたうえで、可能な範囲で支援を行います。

※支援を行う人も被災している可能性があり、速やかな避難支援が難しい場合もあります。

問1 どんな人が名簿に載っているの？

答1

- ・ 75歳以上の一人暮らしの人(※)
- ・ 身体障害者で障害等表級1級、2級の人
- ・ 介護保険の要介護3以上の人
- ・ 上記以外で申出により登録した人以上の方が名簿に登録されます

※実際には、お子様世帯と同居していても、世帯分離などを行っている場合は名簿に載っています。

問2 どんな内容が記載されるの？

答2

- 名簿には
- ・ 住所
 - ・ 氏名
 - ・ 性別
 - ・ 生年月日
 - ・ 年齢
 - ・ 電話番号
 - ・ 身体の状態（介護度や障害の等級）
- が記載されます

問3 どこに提供されるの？

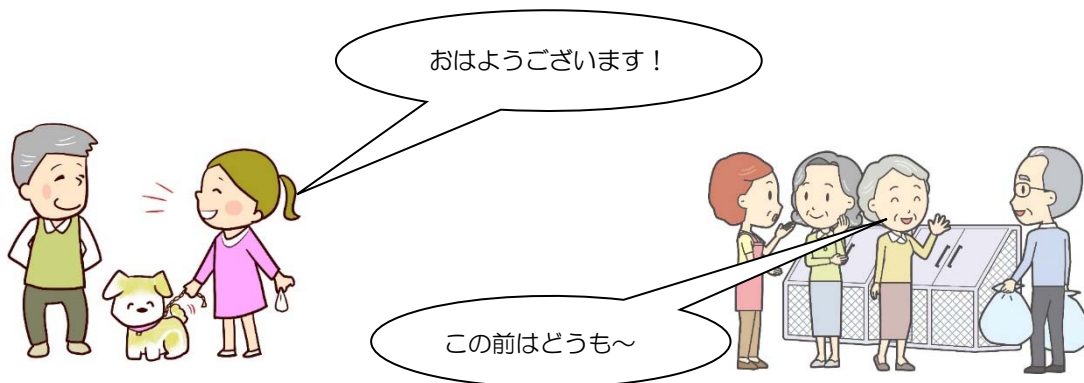
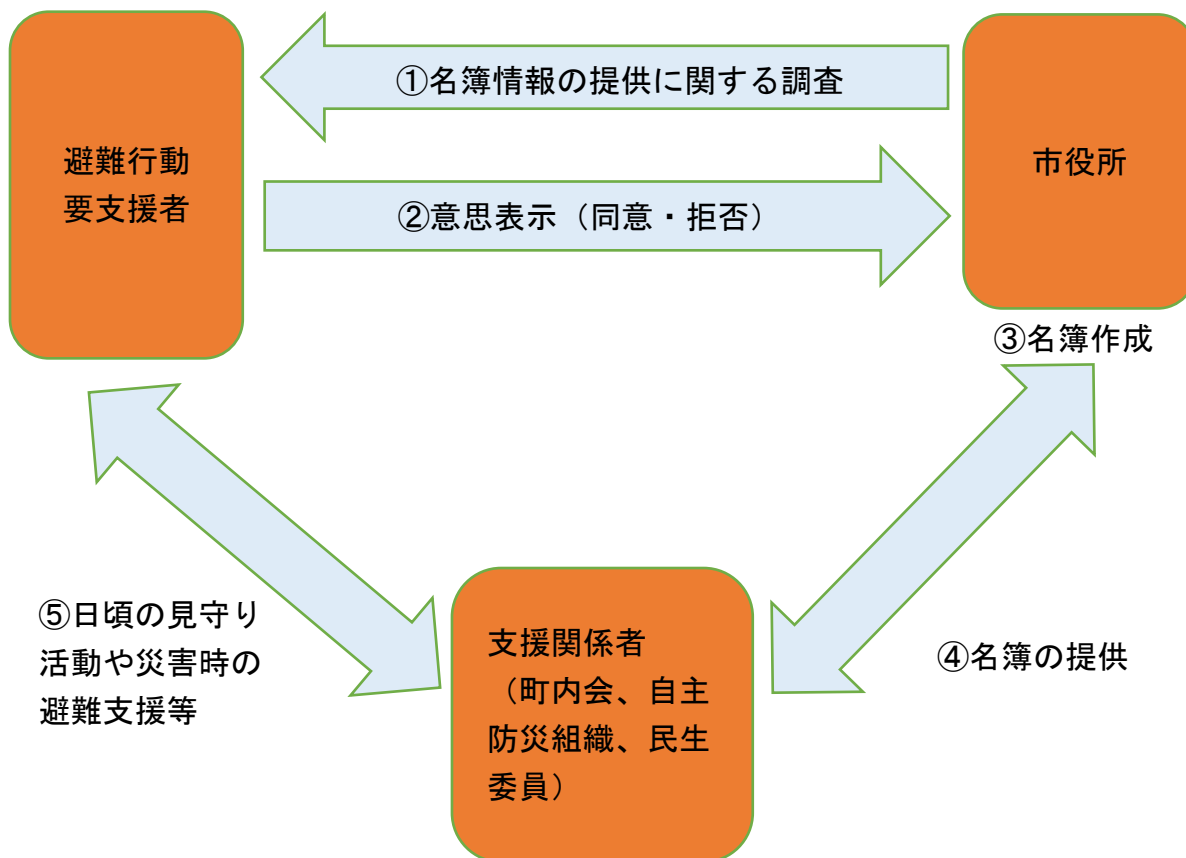
答3

- お住いの
- ・ 自治会、町内会
 - ・ 自主防災組織
 - ・ 民生委員児童委員
- など地域における支援関係者に提供されます

問4 提供した個人情報の取扱いは？

答4

- ・ 名簿に登録簿を提供する支援関係者（答3を参照）については、条例により守秘義務が課せられます



災害時に備え、普段からご近所付き合い、地域の催しへの参加を通じ、顔の見える関係性をつくるのが大切です。

問合せ先

多賀城市保健福祉部社会福祉課地域福祉係
電話 022-368-1141